

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

入札説明書 (修正版)

令和7年6月17日

岩手沿岸南部広域環境組合

< 目 次 >

I 用語の定義	1
II 入札説明書の位置付け	3
III 事業の内容に関する事項	4
1. 事業名	4
2. 事業実施場所	4
3. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
4. 公共施設等の管理者	4
5. 本事業の目的	4
6. 本施設の概要	5
7. 事業方式	6
8. 契約形態	6
9. 事業期間	6
10. 事業期間終了後の措置	6
11. 事業の対象となる業務範囲	6
12. 事業者の収入	7
13. 余熱利用計画	8
14. 副生成物の取扱い	8
15. 特定部品の供給	8
16. 組合が適用を予定している交付金	9
17. 関係法令の遵守	9
18. 事業スケジュール（予定）	9
IV 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1. 事業者の募集及び選定方法	10
2. 募集及び選定の手順	10
3. 応募者の参加資格要件	11
4. 入札の手続き	15
5. 予定価格及び入札書比較価格	23
6. 応募者の審査及び落札者の選定	24
7. 落札者決定後の手続き	25
8. 著作権及び特許権	26
9. 特許権等	26
10. 応募に係る費用	26
V 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	27
1. 指定されるサービスの水準・仕様	27
2. 想定されるリスクの分担	27

3.	事業者が加入する保険	27
4.	組合による事業実施状況の監視	27
5.	地元の雇用及び地元企業の活用	28
6.	地域住民との協定	28
VI	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	28
1.	敷地面積及び配置	28
2.	都市計画事項	28
VII	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	28
VIII	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	29
1.	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	29
2.	組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	29
3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	29
4.	その他	29
IX	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	30
X	その他本事業の実施に関し必要な事項	30
1.	議会での議決	30
2.	情報提供	30
3.	応募に伴う費用負担	30
4.	入札公告に関する担当	30

【添付資料】

- 添付資料 1 事業区域
- 添付資料 2 契約スキーム
- 添付資料 3 役割分担概念図
- 添付資料 4 リスク分担
- 添付資料 5 対価の構成及び支払方法
- 添付資料 6 対価の減額等に係る措置
- 添付資料 7 事業者が付保する保険
- 添付資料 8 提出書類の作成要領

I 用語の定義

入札関係書類において使用する用語の定義は、次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	落札者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
エネルギー回収施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ等及び災害廃棄物を処理対象物として処理し、処理によって発生する熱エネルギーを、発電や熱（温水、蒸気）として回収する施設をいう。
応募者	入札手続きに参加する企業グループをいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、組合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、組合、落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
組合	岩手沿岸南部広域環境組合をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当するもので、単独企業又は共同企業体をいう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
構成員	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。
構成市町	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町を総称していう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約を総称していう。
事業区域	本事業を実施する区域をいう。
事業者	組合と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
選定委員会	組合が、公平に専門的知見に基づいて応募者の事業提案を審査するための機関として設置する「岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業整備運営事業者選定委員会」をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
地方公共団体	地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

入札関係書類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称している。
入札説明書	本事業における入札説明書をいう。
プラント	本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称している。
本工事	岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良工事をいう。
本施設	本事業において、事業者が設計・建設する岩手沿岸南部クリーンセンター及び計量棟、並びに運営・維持管理業務を行う同クリーンセンター、計量棟、管理棟等をいい、事業区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めている。
本事業	岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良工事と運営・維持管理業務等をいう。
要求水準書	要求水準書（設計・建設業務編）、要求水準書（運営・維持管理業務編）及び添付資料一式を総称している。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
落札者	選定委員会において落札者として選定されたのち、落札者として決定された企業グループをいう。

II 入札説明書の位置付け

組合では、本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の規定に準じて実施するため、先般、令和7年1月17日に「岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 実施方針」を公表し、この実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業等として実施することが適切であるとのことで、PFI法第6条に規定される特定事業に準じる事業として選定し、令和7年3月31日に公表したところである。

この入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価落札方式による一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、入札説明書等及びこれらに関する質問回答により、実施するものである。

なお、応募者は、入札説明書等の内容を十分理解したうえで、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

Ⅲ 事業の内容に関する事項

1. 事業名

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

2. 事業実施場所

岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3

3. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称：岩手沿岸南部クリーンセンター

種類：一般廃棄物処理施設

4. 公共施設等の管理者

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者 釜石市長 小野 共

5. 本事業の目的

組合では、平成23年4月に本施設が稼働してからDBO方式で定期保守点検を実施し、性能の維持に努めることで多様なごみを安全かつ安定的に処理している。

こうした中、本施設は、稼働から13年が経過しており、整備が必要な個所が多くみられる状況であることから、今後機能回復等の補修を行い、ストックマネジメントを計画的に実施し、施設の安定操業に努めていく必要があるところである。

このような状況を踏まえ、組合では、本施設の長期的な使用を図るための適切な維持保全や延命化工事等による計画的かつ効果的・効率的な維持・整備が必要であると判断されることから、本工事を実施することとし、さらには施設の運転を長期的に委託することで、安全かつ安定的なごみ処理を継続していくことを目的に本事業を実施するものである。

6. 本施設の概要

本施設の概要は、次に示すとおりである。

項目		内容
施設名称		岩手沿岸南部クリーンセンター
施設所管		岩手沿岸南部広域環境組合
所在地		岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3
面積		敷地面積：21,151.7 m ²
焼却対象物		可燃ごみ、粗大ごみ、破碎残さ
処理方式		シャフト炉式ガス化溶融炉方式
処理能力		ごみ処理施設：147t/24h（73.5t/24h・炉×2基） 破碎処理施設：10.5t/5h
建設年月		着工：平成20年8月、竣工：平成23年3月 稼動開始：平成23年4月
工場棟	受入・供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
	副資材供給設備	ホッパ方式
	溶融物設備	充填層式型シャフト炉
	燃焼設備	施回燃焼方式
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん式（尿素・消石灰・活性炭吹込）
	給水設備	上水利用
	排水処理設備	・生活排水 下水道放流 ・有機系排水 簡易ろ過後、燃焼室噴霧 ・無機系排水 簡易ろ過後、減温塔噴霧水利用
	余熱利用設備	蒸気タービン発電
	通風設備	平衡通風方式
	溶融物処理設備	水冷方式
飛灰処理設備	薬剤処理・ホッパ方式	
その他	計量棟、洗車場、車庫棟、スラグストックヤード、メタルストックヤード、安定化灰ストックヤード、管理棟（組合事務室、研修室、打合せ室、浴室、浴室受付スペース等）、駐車場、緑地等	

7. 事業方式

本事業における本施設の整備及び運営は、DBO方式により実施するものとする。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行うこととし、さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立して、15年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を行うものとする。

8. 契約形態

組合と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結するものとする。

組合は、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結し、また、基本契約に基づき、落札者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結するとともに、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結するものとする。

事業契約の締結主体を「添付資料2 契約スキーム」に示すとおりとする。

9. 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 設計・建設業務期間 令和8年4月から令和12年3月まで（4年間）
- イ 運営・維持管理業務期間 令和8年4月から令和23年3月まで（15年間）

10. 事業期間終了後の措置

組合では、本施設を本工事後も20年間以上にわたって使用する予定であることから、事業者は、組合が約20年間以上にわたって本施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとし、また、事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。なお、本施設における事業期間終了後の措置については、運営開始後10年目（令和17年度）の時点で、組合及び事業者において協議を開始するものとする。

11. 事業の対象となる業務範囲

(1) 事業者が行う業務

- ア 本施設の設計に関する業務
 - (ア) 本施設の設計
 - (イ) 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
 - (ウ) 組合が行う二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請支援
 - (エ) 設計に係る許認可申請等
 - (オ) その他これらを実施するうえで必要な業務

イ 本施設の建設に関する業務

- (ア) 本施設の基幹的設備改良工事
- (イ) 組合が行う二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請支援
- (ウ) 完了実績報告、事業報告の支援
- (エ) 本工事に係る許認可申請等
- (オ) 事業者が実施する業務に関連する近隣対応
- (カ) その他これらを行ううえで必要な業務

ウ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 運営準備業務
- (イ) 受付計量業務
- (ウ) 本施設の運転管理業務
- (エ) 本施設の維持管理業務
- (オ) 本施設の環境管理業務
- (カ) 本施設の防災管理業務
- (キ) 本施設の情報管理業務
- (ク) その他関連業務
- (ケ) その他これらを行ううえで必要な業務

(2) 組合が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請
- (イ) 近隣同意の取得、事業者が実施する業務以外の近隣対応
- (ウ) 本施設の設計・施工監理
- (エ) その他これらを行ううえで必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 処理対象物の搬入（構成市町）
- (イ) 事業者が実施する業務以外の近隣対応
- (ウ) 運営モニタリング
- (エ) その他これらを行ううえで必要な業務

12. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとし、詳細については、「添付資料5 対価の構成及び支払方法」に示すものとする。

(1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本施設の整備に係る対価を建設事業者に支払い、支払い方法については、出来高に応じて年度毎に支払うものとする。

(2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、特別目的会社（S P C）が実施する本施設の運営・維持管理業務に対する対価を委託料として運営期間にわたってS P Cに支払うこととし、計量棟において徴収する直接搬入量の手数料は、組合に帰属するものとする。

1 3. 余熱利用計画

本施設では、管理棟における事務室へは電気、浴室（住民用）へは温水を供給しており、本事業においても現状と同様、供給を継続するものとする。なお、運営・維持管理業務には、現状と同様、余熱供給管及び浴室の管理を含むものとする。

また、売電費の一部は、組合に帰属するものとするが、残りは事業者の収入にできるものとする。

1 4. 副生成物の取扱い

本施設から発生する熔融飛灰は保管・積込作業まで、熔融スラグ及び熔融メタルは保管・積込、計量及び有効利用先の確保を運営・維持管理業務の範囲とする。

また、釜石市及び大槌町の住民が直接持ち込む資源物は、受付・計量した後、本施設内で保管し、各市町に引き渡すまでを事業者の運営・維持管理業務範囲とする。なお、事業者は、スラグ、メタル及び破碎施設から回収する金属等を資源物として売却し、自らの収入とすることができるものとする。

1 5. 特定部品の供給

本施設では、竣工時における設計・施工業者が管理を有する特許権等の産業財産権を利用して製作されるなど、当該設計・施工業者からの調達が不可欠である部品及び本施設独自の製品（以下「特定部品」という。）を設置している。

事業者は、本施設の性能の維持や運営業務の実施において、「IV 4. (4) キ 本施設における図面等の閲覧」に示す特定部品の調達等の際し、設計・施工業者の協力を求めることができるものとする。

本規定は、設計・施工業者からの調達を義務付けるものではなく、事業者が自らの責任において設計・施工業者以外から調達することも認めるが、調達に係る一切の責任を負うものとする。なお、事業者が設計・施工業者以外から特定部品の定期点検、調達、補修工事を実施する場合、本施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該調達先、調達時期等を報告するものとする。

16. 組合が適用を予定している交付金

組合は、本事業の実施に当たり、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の適用を予定している。なお、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金申請を始め、本事業の実施に係る各種手続き等については、組合において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等の支援を行うものとする。

17. 関係法令の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物処理法をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

18. 事業スケジュール（予定）

(1) 入札公告	令和7年4月24日
(2) 事業提案書の受付	令和7年9月9日
(3) 落札者の決定	令和7年11月
(4) 基本協定の締結	令和7年11月
(5) 仮契約の締結	令和7年12月
(6) 事業契約の締結（議会承認）	令和8年2月
(7) 本施設の設計・建設	事業契約締結の翌日から令和12年3月31日
(8) 本施設の運営・維持管理	令和8年4月1日から令和23年3月31日まで

IV 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、入札関係書類に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合が要求する水準を満足することを条件として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性及び透明性の確保の観点から、総合評価落札方式による一般競争入札で行うものとする。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。

項目	日程
① 入札公告	令和7年4月24日(木)
② 入札関係書類に関する質問の受付期限 (1回目)	令和7年5月20日(火)
③ 入札関係書類に関する質問への回答公表	令和7年6月17日(火)
④ 入札参加資格審査書類の受付期限	令和7年6月27日(金)
⑤ 入札参加資格審査結果の通知	令和7年7月4日(金)
⑥ 対面的対話	令和7年7月上旬
⑦ 入札関係書類に関する質問の受付期限 (2回目)	令和7年7月中旬
⑧ 入札関係書類に関する質問への回答公表	令和7年8月上旬
⑨ 事業提案書・入札書の受付期限	令和7年9月9日(火)
⑩ 落札者の選定	令和7年10月下旬
⑪ 落札者の決定	令和7年11月上旬
⑫ 仮契約の締結	令和7年12月上旬
⑬ 事業契約の締結（議会承認）	令和8年2月下旬

(2) 入札公告及び入札関係書類の公表

組合では、入札公告により、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運營業務委託契約書(案)、様式集等の入札関係書類を公表するとともに、本事業に参加を検討する応募者から、入札公告の内容に関する質問を受け付け、質問に対する回答を組合ホームページで公表するものとする。

(3) 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知

組合では、本事業への参加を希望する応募者に対し、入札参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類の提出を求めることとし、入札参加資格審査の結果については、各応募者に通知するものとする。

なお、入札参加資格審査を通過しなかった応募者は、組合に対し、その理由を書面により説明を求めることができ、また、入札参加資格審査を通過した応募者は、竣工図等を閲覧することを認めるものである。

(4) 対面的対話

組合では、入札参加資格審査通過者に対し、対面で対話する予定である。なお、対面的対話は、事業の位置付けや特徴等の事業目的への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮等を目的として行うものである。

(5) 事業提案書の受付

組合では、入札参加資格審査通過者に対し、入札関係書類に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求めるものとする。

3. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。なお、組合では、応募者の入札参加資格を確認するため、入札参加資格審査を実施するものとする。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、本施設の設計・建設業務を行う者及び本施設の運営・維持管理業務を行う者（特別目的会社から一次下請で業務を行う者）で構成すること。

イ 応募者は、構成員の中から「(2) イ (ア) 本施設の設計・建設を行う者の要件」を全て満たす1者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。

ウ 応募者は、代表企業及び構成員から構成されるものとするが、代表企業のみで構成することも可能とする。なお、構成員の変更は認めないが、特段の事情があると組合が認めた場合は、組合と協議すること。

エ 構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

オ 代表企業又は構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。なお、上記「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条

(平成 18 年法務省令第 12 号) の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

(イ) 本施設の設計・建設業務を行う者にあつては、令和 7 年度における釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれか、もしくは岩手県の建設工事等請負資格を有していない者。また、本施設の運営・維持管理業務を行う者にあつては、物品購入等競争入札参加資格者名簿に必要な分野を有していない者。

(ウ) 釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町、組合のいずれかから指名停止措置を受けている者。

(エ) P F I 法第 9 条の各号の規定に該当する者。

(オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

(カ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

(キ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

(ク) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。

(ケ) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）が

なされている者。

- (ロ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (ハ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- (ニ) 請け負う業務に応じた必要な許認可や資格を保有しない者又は有資格者や技術者を配置できない者。
- (ホ) 釜石市暴力団排除条例に基づく措置を受け、暴力団及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者、また暴力団又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者。
- (ヘ) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者。
 - (1) 八千代エンジニアリング株式会社
 - (2) アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
- (ロ) 組合が設置する事業者選定委員会の委員が所属する企業。

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、次に示す各項の要件を満たすこと。

(ア) 本施設の設計・建設を行う者の要件

本施設の設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たす代表企業とする。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の竣工実績を有していること。ただし、平成 12 年 4 月 1 日以降に元請又は共同企業体で契約したものに限る。
 - 1) 連続運転式シャフト炉式ガス化熔融方式（1 炉当たり 70t/日以上、かつ 2 炉以上）
 - 2) ボイラ・タービン発電機を有する施設
- ④ 建設業法における清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を建設業務期間中に専任で配置できること。なお、監理技術者は、企業が直接かつ連続して 3 ヶ月以上雇用している者とする。

(イ) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 次の要件を全て満たす地方公共団体のエネルギー回収型廃棄物処理施設における運営・維持管理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、1年間以上の実績を有すること。
 - (1) 連続運転式シャフト炉式ガス化溶融施設(1炉当たり70t/日以上、かつ2炉以上)
 - (2) ボイラ・タービン発電機を有する施設
- ② 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、連続運転式の一般廃棄物焼却施設又はガス化溶融施設(ボイラ・タービン発電機付きに限る)の現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)としての経験を有する技術者を、本事業の現場総括責任者として、運営開始後2年間以上配置できること。

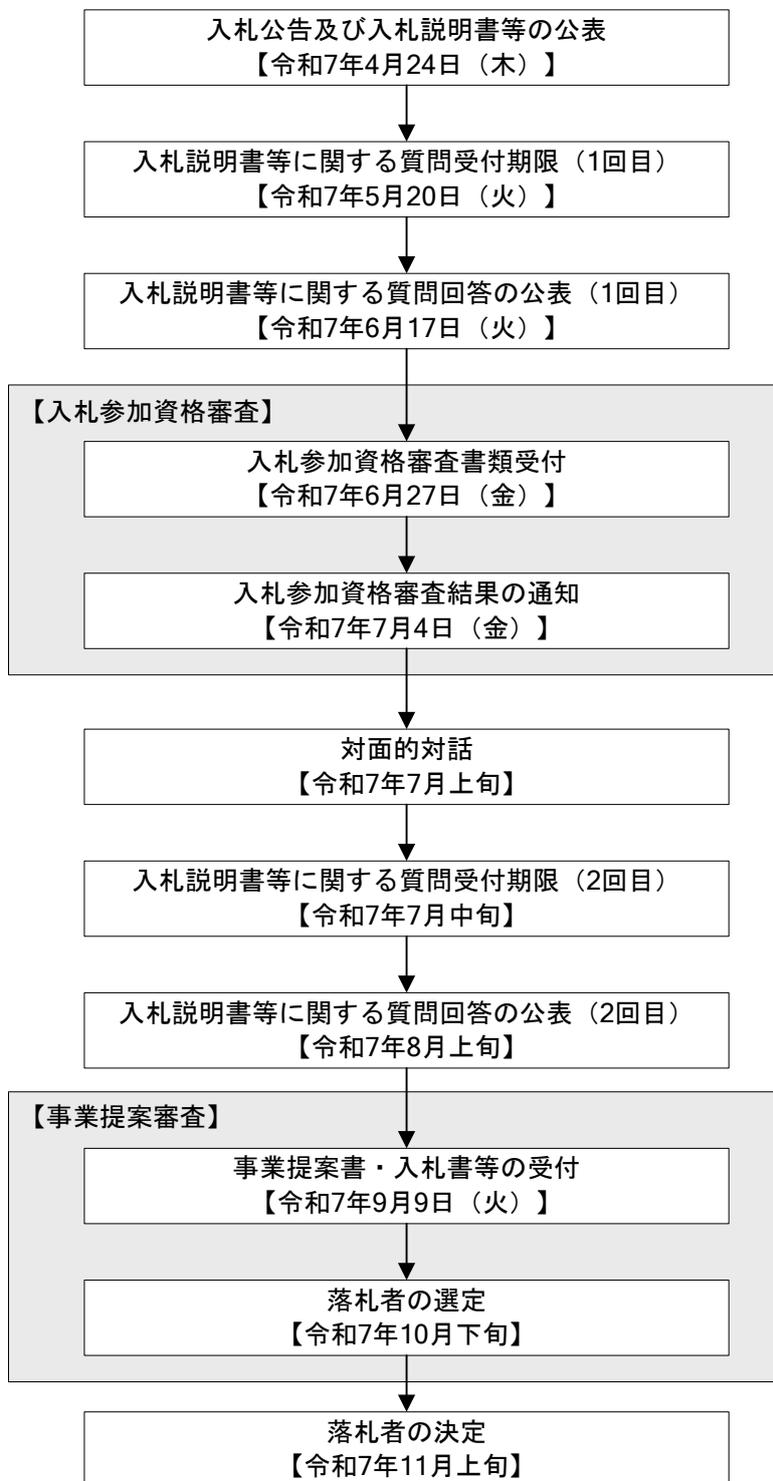
ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類受付期限の日とする。
- (イ) 落札者の選定までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を落札者選定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者を選定した日から事業契約締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者選定又は決定を取り消す場合がある。この場合において、組合は、落札者選定又は決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 入札の手続き

(1) 入札手続きの概要

入札手続きの流れは、次のとおりである。



(2) 入札説明書等

組合では、次の書類を組合ホームページで公表する。

- ア 入札公告
- イ 入札説明書
- ウ 要求水準書 設計・建設業務編
- エ 要求水準書 運営・維持管理業務編
- オ 要求水準書 添付資料
- カ 落札者決定基準書
- キ 基本協定書（案）
- ク 基本契約書（案）
- ケ 建設工事請負契約書（案）
- コ 運營業務委託契約書（案）
- サ 様式集

(3) 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表（1回目）

1 回目入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じないものとし、質問に対する回答については、全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、組合が非公表と判断した質問については、回答しないものとする。

ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。

イ 受付期限

入札説明書等に関する質問の期限は、令和7年5月20日（火）午後5時までとする。

ウ 提出方法

入札説明書等と同時に組合ホームページに公表する入札説明書等に関する質問書（様式第1-1号）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、電子メールにて提出すること。なお、提出後は、組合へ受付確認の電話をすること。

(7) 提出先：「X 4. 入札公告に関する担当」参照

(イ) メールタイトル：「(企業名) 入札説明書等に関する質問書（1回目）」

エ 回答の公表

入札説明書等に関する回答は、令和7年6月17日（火）までに組合ホームページで公表する。

(4) 入札参加資格審査に関する書類の受付及び通知

応募者の代表企業は、次の要領に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式第 2-1 号から様式第 2-5 号）を提出すること。

ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。

イ 受付期限

令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時までとする。なお、提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けないものとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（受付期限内必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。なお、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く。）とする。

また、郵送で提出する場合、封入物の鑑には「入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。なお、電子メール及び F A X による提出は認めないものとする。

エ 入札参加資格審査書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式第 2-1 号）
- (イ) 応募者の構成（様式第 2-2 号）
- (ウ) 委任状（代表企業）（様式第 2-3 号）
- (エ) 入札参加資格要件確認書①（様式第 2-4 号）
- (オ) 入札参加資格要件確認書②（様式第 2-5 号）

オ 提出先

「X 4. 入札公告に関する担当」参照のこと。

カ 結果通知

入札参加資格審査結果は、令和 7 年 7 月 4 日（金）までに応募者の代表企業に書面で通知するものとし、その際、入札参加資格審査に通過した者には、事業提案書の作成に必要な応募者名を交付するとともに、必要に応じて必要な電子データを配付する。

キ 本施設における図面等の閲覧

入札参加資格審査が認められた者は、次に示す図書の閲覧を可とし、併せて組合同行のもと、施設内への立入を認めるため、希望する者は別途様式第 3-1 号により申し込みを行

うこととする。

(ア) 届出書類関係

(一般廃棄物処理施設設置届、ボイラ設置届、クレーン設置届、発電設備設置届等)

(イ) 竣工図関係

(竣工図一式、構造計算書、取扱説明書、引渡性能試験報告書等)

(ウ) 維持管理等関係書類

(排ガス測定結果、作業環境測定結果、長寿命化総合計画書、過去5年間の月報等)

(エ) その他

(特定部品リスト、備品・消耗品リスト等)

ク 入札参加審査結果の説明請求

(ア) 審査の結果、入札参加資格が認められなかった者は、その理由について組合に対して説明を求めることができることとする。

(イ) 入札参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して5日以内(期間中の祝日等を除く。)に書面(書式は自由)を提出すること。なお、提出方法は、持参又は郵送(5日目の消印有効、書留に限る。)によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。)とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めないものとする。

(ウ) 説明を求めたものに対する回答は、書面により行うものとする。

(5) 対面的対話に関する書類の受付

ア 対象

入札参加資格が認められた者を対象とする。なお、対面的対話に参加を希望する者は、対面的対話に関する提出書類を提出すること。

イ 受付期限

令和7年7月8日(火)午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送(受付期限内必着、書留に限る。)により受付期限までに提出すること。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めないものとする。持参の場合は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日(以下「祝日等」という。)を除く。)とする。

また、郵送で提出する場合は、封入物の鑑に「対面的対話書類在中」と朱書きすること。

エ 提出書類

- (ア) 対面的対話の申込書（様式第 4-1 号）
- (イ) 対面的対話用資料
 - a) 対面的対話における確認事項（様式第 4-2 号）
 - b) 工事期間中の全体配置・動線計画図（様式第 4-3 号）
 - c) 工事工程（様式第 4-4 号）
 - d) その他応募者が必要な書類（様式任意）

オ 提出先

「X 4. 入札公告に関する担当」参照のこと。

(6) 対面的対話の開催

ア 目的

対面的対話は、応募者が、本事業の位置付けや特徴を理解したうえで、事業提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝えることを目的に開催する。

また、本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

イ 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

ウ 開催日

令和 7 年 7 月上旬頃を予定する。

エ 実施要領

対面的対話に申し込んだ応募者に対し、対面的対話の実施要領を送付する。

オ 質問事項の公表

様式第 4-2 号の確認事項及び当日の応募者からの質問事項は、公平性及び透明性を確保する観点から、参加する応募者間で相互の確認を実現するため、全ての質問事項を第 2 回入札説明書等に関する質問書（様式第 1-2 号）に記入することとし、組合はこれらの回答を組合ホームページに公表する。

ただし、応募者固有のノウハウや事業提案に関連すると判断される内容については、組合と応募者で協議のうえ、公表しないことがある。

(7) 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表（2回目）

2回目の入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じないものとし、質問に対する回答については、全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、組合が非公表と判断した質問については、回答しないものとする。

ア 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期限

日時は対面的対話時に通知する。（令和7年7月中旬頃）

ウ 提出方法

入札説明書等と同時に組合ホームページに公表する入札説明書等に関する質問書（様式第1-2号）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、電子メールにて提出すること。なお、提出後は、組合へ受付確認の電話をすること。

(7) 提出先：「X 4. 入札公告に関する担当」参照

(4) メールタイトル：「(企業名) 入札説明書等に関する質問書（2回目）」

エ 回答の公表

入札説明書等に関する回答は、組合ホームページで公表するものとするが、日時は対面的対話時に通知する。（令和7年8月上旬頃）

(8) 事業提案書及び入札書等の提出

応募者の代表企業は、次の要領に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書及び入札書等を提出すること。なお、組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期限

令和7年9月9日（火）午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（受付期限内必着、書留に限る。）により受付期限までに提出することとし、電子メール及びFAXによる提出は認めないものとする。なお、

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。

また、郵送で提出する場合は、封入物の鑑に「事業提案書及び入札書在中」と朱書きをすること。

エ 提出書類

「添付資料7 提出書類の作成要領」に規定する様式によるものとする。

オ 提出先

「X 4. 入札公告に関する担当」参照のこと。

カ 応募者ヒアリング

応募者ヒアリングの詳細は、別途、事業提案書及び入札書等を提出した者に通知するものとする。

キ 開札

開札場所、開札日時、開札への立会い等は、別途、事業提案書及び入札書等を提出した者に通知するものとする。

ク 入札結果の通知

入札結果は、令和7年11月上旬に事業提案書及び入札書等を提出した者に書面で通知する。なお、入札結果の概要は、組合ホームページで公表するものとする。

ケ 入札結果理由の説明請求

- (ア) 入札の結果、落札者とならなかった者は、その理由について組合に対して説明を求められることができるものとする。
- (イ) 入札結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して5日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。なお、提出方法は、持参又は郵送（5日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めた者に対する回答は、書面により行うものとする。

コ その他

- (ア) 受付期限に遅れた事業提案書及び入札書等は受け付けないものとする。
- (イ) 事業提案書及び入札書等を持参して提出する場合、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

(9) 留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式第 2-1 号）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとします。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とします。

ウ 提出書類の取扱い

(ア) 事業提案書及び入札書の変更等の禁止

事業提案書及び入札書の変更、差替え及び再提出は認めないこととし、また、理由の如何に関わらず返却しないものとする。

(イ) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議したうえで必要な範囲において、組合が公表することができるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

エ 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできないものとする。

オ 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は、「添付資料 7 提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外では、日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 入札の辞退

応募者は、随時、入札を辞退することができる。なお、入札辞退届の提出要領は、次のとおりとする。

(ア) 提出方法

応募者の代表企業が「入札辞退届（様式第 9-1 号）」を持参する。なお、電子メール及び F A X による提出は認めないものとする。

(イ) 提出先

「X 4. 入札公告に関する担当」参照のこと。

キ 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (ア) 事業提案書に虚偽の記載がある場合
- (イ) 事業提案書に不備がある場合
- (ウ) 事業提案書の提出期限までに提出されない場合
- (エ) 入札参加資格要件を欠いている場合
- (オ) 著しく信義に反する行為をした場合
- (カ) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (キ) 入札価格が予定価格を超えた場合
- (ク) (ア)から(キ)に挙げるものの他、組合が特に指定した事項に違反した場合

ク 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。なお、この場合においては、当該入札の延期又は中止によって入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とするものとする。

ケ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、組合は応募者に通知することとする。

5. 予定価格及び入札書比較価格

本事業での予定価格及び入札書比較価格は、次のとおりとする。

予定価格	19,722,340,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
うち設計・建設工事費	5,900,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
うち運営・維持管理費	13,822,340,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
入札書比較価格	19,722,340,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

6. 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査の機関

組合では、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、次の委員により構成する選定委員会を設置しており、応募者から提出された事業提案書は、選定委員会において審査するものである。

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間において、選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とするものである。

委員名	所属・役職等
齊藤 貢	岩手大学 理工学部 システム創成工学科 教授
晴山 渉	岩手大学 理工学部 システム創成工学科 助教
八鍬 浩	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長
平松 福壽	釜石市 副市長
安居 清隆	大船渡市 市民生活部 部長

(敬称略・順不同)

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

組合では、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類を審査し、入札参加資格の有無等を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知することとする。

イ 事業提案審査

選定委員会では、入札公告時に公表する「落札者決定基準書」に従い事業提案書等を審査し、落札者を選定するものとする。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準書」に示すものとする。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要及び審査講評を組合ホームページに掲載するものとする。

7. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

組合及び落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結するものとする。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、落札者決定後、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外の者は特別目的会社へ出資することができないものとする。

- ア 運営事業者の本店所在地は、構成市町のいずれかとしなければならない。なお、設計・建設業務期間中においては、構成員の事務所のうち岩手県内に所在する事務所を一時的に本店所在地とすることを認めるとともに、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することは差し支えないものとする。
- イ 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ウ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- エ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定に基づき、事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行い、仮契約を締結するものとする。

(4) 事業契約の締結

ア 基本契約

対象者：落札者

締結時期：令和7年12月頃に「イ 建設工事請負契約」締結の議決（令和8年2月予定）をもって効力が発生する条件で仮契約を締結し、令和8年3月に正式な契約となるものである。

イ 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和7年12月頃に仮契約を締結する。本仮契約は令和8年2月（予定）に開催する議会の議決を経て、令和8年3月に正式な契約となるものである。

ウ 運営業務委託契約

対 象 者：運営事業者

締結時期：令和7年12月頃に「イ 建設工事請負契約」締結の議決（令和8年2月予定）をもって効力が発生する条件で仮契約を締結し、令和8年3月に正式な契約となるものである。

8. 著作権及び特許権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他組合が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、組合は応募資料の全部又は一部を使用できるものとする。

9. 特許権等

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他組合が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、組合は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

また、応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

10. 応募に係る費用

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

V 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 指定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札関係書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、本事業の入札関係書類に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクは組合が負うものとする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料4 リスク分担」によるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

組合又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは事業者が責任を負うとしたリスクや、組合及び事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

3. 事業者が加入する保険

事業者が加入する保険についての詳細は、「添付資料6 事業者が付保する保険」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とするとともに、組合が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げないものとする。

4. 組合による事業実施状況の監視

組合では、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務を監視するものとする。

本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時モニタリングを行うこととする。

また、事業者が提供する本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求

めるとともに、対価の支払額を減額することができるものとする。

5. 地元の雇用及び地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、構成市町に所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

6. 地域住民との協定

運営事業者は、必要に応じて地域住民からの意見を反映するため、組合に協力するものとする。

VI 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業区域 約 21,151.7m²（「添付資料1 事業区域」参照）

2. 都市計画事項

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 都市計画区域 | ごみ焼却場として都市計画決定済み |
| (2) 用途地域 | 工業専用地域 |
| (3) 建ぺい率 | 60% |
| (4) 容積率 | 200% |
| (5) 緑地率 | 20%以上 |
| (6) その他 | 電線地中化地区 |

VII 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。

また、事業契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

VIII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。なお、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、組合は、事業契約を解除することができるものとする。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができるものとする。
- (3) 前号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議するものとする。

- (1) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。なお、その場合においては、運營業務委託契約等も解除することができるものとする。
- (2) 運営・維持管理期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約等を解除することができるものとする。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めるものとする。

IX 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- (1) 組合は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- (2) 組合は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わないものとする。

X その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 議会での議決

組合では、事業契約の締結に当たっては、組合議会の承認を得るものとする。

2. 情報提供

組合では、適時、次に示す組合ホームページで情報を提供する。

<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/category/engan-gomi/>

3. 応募に伴う費用負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4. 入札公告に関する担当

〒026-0001 岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3

岩手沿岸南部広域環境組合

TEL : 0193-27-7020

E-mail : en-nan@friend.ocn.ne.jp